

低入札価格調査対象工事に対する品質確保について

[魚津市低入札価格調査制度実施要領より抜粋]

11 監督体制の強化

調査基準価格を下回る価格で入札を行った者が落札者となった場合には、次の措置を講じるものとする。

(工事)

- (1) 施工体制台帳の提出及び必要に応じその内容について事情聴取を行う。
- (2) 施工にあたっては監督業務及び検査業務を強化する。

(委託業務)

- (1) 業務体制を確認できる書類の提出及び必要に応じその内容について事情聴取を行う。
- (2) 業務計画を確認できる書類の提出及び必要に応じその内容について事情聴取を行う。
- (3) 業務実施にあたっては監督業務及び検査業務を強化する。

【具体的な措置について】

(工事)

- ① 完成後の検査が困難な不可視部については、施工状況が確認できるビデオなどで撮影する。
- ② 下請契約がある場合は、下請金額が 3000 万円未満でも施工体制台帳の提出を義務付ける。
- ③ 監督員による段階確認の強化及び検査員による中間確認の実施。

(委託業務)

- ① 照査技術者を 2 名以上とし、委託業務の技術上の管理を強化する。
- ② 成果品照査報告書の提出を各段階で求め、成果品の品質及び正確性を確認する。

※上記措置に該当するものは全て実施する